

平成29年 6 月15日開会

# 平成29年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書



## 目 次

第 1 号	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）	1頁
第 2 号	平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	5
第 3 号	平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	7
第 4 号	平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	9
第 5 号	徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について	11
第 6 号	徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について	15
第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
第 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	19
第 9 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	21
第 10 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	23
第 11 号	徳島県税条例の一部改正について	27
第 12 号	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	29
第 13 号	地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について	31
第 14 号	徳島県地域医療再生基金条例の廃止について	33
第 15 号	徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例の制定について	35
第 16 号	徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について	39
第 17 号	徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	41
第 18 号	徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について	43
第 19 号	不動産の処分について	45
第 20 号	権利の放棄について	47
第 21 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解について	49

報告第1号	平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	51頁
報告第2号	平成28年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について	61
報告第3号	平成28年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	63
報告第4号	平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	65
報告第5号	平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	67
報告第6号	平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	69
報告第7号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	71
報告第8号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
報告第9号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
補正予算説明		
1	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書	79
(1)	歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書	79
1	総括	79
2	歳入	83
3	歳出	93
(2)	補正予算（第1号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	111
(3)	補正予算（第1号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	113
2	平成29年度徳島県特別会計補正予算説明書総括表	115
(1)	平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）説明書	117
(2)	平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）説明書	121
(3)	補正予算に係る地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	125
3	平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）説明書	127

## 第 1 号

## 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,685,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成29年6月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 59,779,207	千円 204,845	千円 59,984,052
	2 国庫補助金	28,199,571	202,345	28,401,916
	3 委託金	1,196,569	2,500	1,199,069
12 繰入金		84,007,510	206,000	84,213,510
	1 特別会計繰入金	64,663,988	50,000	64,713,988

	2 基金繰入金	19,343,522	156,000	19,499,522
13 繰越金		1,000,000	69,371	1,069,371
	1 繰越金	1,000,000	69,371	1,069,371
14 諸収入		17,567,498	13,000	17,580,498
	8 雑入	3,328,344	13,000	3,341,344
15 県債		53,264,000	180,000	53,444,000
	1 県債	53,264,000	180,000	53,444,000
歳入合計		486,012,000	673,216	486,685,216

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 25,282,089	千円 122,116	千円 25,404,205
	1 総務管理費	12,661,513	14,616	12,676,129
	2 企画費	5,769,982	105,000	5,874,982
	6 防災費	1,502,094	2,500	1,504,594
3 民生費		61,257,801	18,000	61,275,801
	2 児童福祉費	11,424,786	18,000	11,442,786

4 衛 生 費		25,411,832	152,900	25,564,732
	1 公 衆 衛 生 費	6,158,744	150,000	6,308,744
	2 環 境 衛 生 費	2,811,035	2,900	2,813,935
5 勞 働 費		5,722,919	1,700	5,724,619
	2 職 業 訓 練 費	1,309,645	1,700	1,311,345
6 農 林 水 産 業 費		30,537,985	123,500	30,661,485
	1 農 業 費	5,328,842	12,332	5,341,174
	2 園 芸 費	726,195	105,000	831,195
	3 畜 産 業 費	822,813	4,668	827,481
	5 林 業 費	10,862,012	1,500	10,863,512
7 商 工 費		65,149,767	255,000	65,404,767
	2 工 鉞 業 費	4,152,939	250,000	4,402,939
	3 観 光 費	1,511,747	5,000	1,516,747
歳 出	合 計	486,012,000	673,216	486,685,216

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人とくしま産業振興機構の「LED×藍」産業応援ファンド造成事業融資損失補償契約	自 平成30年度 至 平成39年度	融資額 700,000千円 の範囲内における損 失補償

## 第3表 地方債補正

## 1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工鉱業関係事業	千円 180,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。



## 第 2 号 平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,883,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,433,891	千円 3,450,000	千円 129,883,891
	3 繰 入 金	63,596,400	250,000	63,846,400
	4 諸 収 入	62,833,991	3,200,000	66,033,991
歳 入	合 計	126,433,891	3,450,000	129,883,891

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,433,891	千円 3,450,000	千円 129,883,891
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,433,891	3,450,000	129,883,891
歳 出	合 計	126,433,891	3,450,000	129,883,891

## 第 3 号

## 平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,522,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年6月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,222,433	千円 300,000	千円 3,522,433
	3 繰越金	51,431	13,000	64,431
	5 県債	951,000	287,000	1,238,000
歳入合計		3,222,433	300,000	3,522,433

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,222,433	千円 300,000	千円 3,522,433
	1 公用地公共用地取得事業費	3,215,664	300,000	3,515,664
歳 出	合 計	3,222,433	300,000	3,522,433

## 第2表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
公共用地取得事業	千円 951,000	千円 1,238,000

## 第 4 号

## 平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成29年度徳島県土地造成事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出		50,000千円	50,000千円
第1項 投 資		50,000千円	50,000千円

平成29年6月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第五号

## 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について

徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第一条** 県民の防災に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、近隣の施設と相まって、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立西部防災館（以下「西部防災館」という。）を美馬市美馬町に設置する。

(業務)

**第二条** 西部防災館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 屋内運動施設その他の施設を利用に供すること。
- 二 防災に関する意識の啓発及び知識の普及を行うこと。
- 三 防災及び災害に関する資料の展示を行うこと。
- 四 健康の保持及び増進に関する意識の啓発、知識の普及及び資料の展示を行うこと。
- 五 その他西部防災館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(指定管理者による管理)

**第三条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に西部防災館の管理を行わせるものとする。

2 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が前項に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第四条** 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 第二条各号に掲げる業務
- 二 西部防災館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 三 第七条に規定する利用の許可に関する業務
- 四 第十条第一項の使用料の徴収に関する業務
- 五 その他西部防災館の管理に関し知事が必要と認める業務

(休館日)

**第五条** 西部防災館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
  - 二 毎月の第一火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
  - 三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで
- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

(供用時間)

**第六条** 西部防災館の供用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、屋内運動施設及びシャワー並びに屋内運動施設において利用する用具については、午前九時から午後十時までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項に規定する供用時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

**第七条** 別表に掲げる施設又は用具を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

(利用の許可の制限)

**第八条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。



- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県が災害対策のため西部防災館の施設等を使用するとき。
- 四 その他西部防災館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

**第九条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は西部防災館の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
  - 二 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可に付した条件に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
  - 四 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 指定管理者は、利用者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料等)

**第十条** 利用者は、別表に掲げる額の使用料を納めなければならない。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 使用料の徴収の時期及び方法その他使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

(損害の賠償)

**第十一条** 西部防災館を利用する者は、西部防災館の施設等を毀損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、西部防災館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第六条第一項ただし書及び別表の規定（別館に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して一年八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**別表**（第七条、第十条関係）

区 分	単 位	使 用 料
本館 多目的室一	午前又は午後	二、七二〇円

	多目的室一	午前又は午後		一、三六〇円
	研修室	午前又は午後		二、〇四〇円
	調理室	午前又は午後		二、五八〇円
別館	屋内運動施設	一時間		一、四四〇円
	シャワー	一人一回		一〇〇円
規則で定める用具				規則で定める額

## 備考

- 「午前」とは午前九時から午後一時までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。
- 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合のこの表に定める施設の使用料の額は、同表並びに第四項及び第五項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額又は第四項若しくは第五項の規定により算出した使用料の額に五を乗じて得た額とする。
- 利用時間がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ同表に定める単位の利用時間として計算する。
- 午前から午後まで引き続き利用する場合の多目的室一、多目的室二、研修室又は調理室の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。
- 屋内運動施設の床面積の二分の一を利用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定める使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。

## 提案理由

県民の防災に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、近隣の施設と相まって、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立西部防災館を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六号

## 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（食品表示適正化推進員）

**第十二条の二** 知事は、県民の食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進するため、食品表示の適正化の推進及び普及啓発に熱意と識見を有する者のうちから、食品表示適正化推進員を委嘱することができる。

2 食品表示適正化推進員は、地域において、次に掲げる活動を行う。

一 食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

二 食品表示の適正化を推進するために県が行う施策に必要な協力をすること。

第二十二條第一項第二号中「第四条第一項」を「第五条」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

食品表示の適正化に関する施策を効果的に推進するため、食品表示適正化推進員を新たに設置する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由であ

る。

## 第七号

## 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

国家公務員について、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことが追加されたこと等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に関する」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による県税に関する犯則事件の調査の業務若しくはこれに関連する調査の」に改め、同条第三項中「国税犯則取締法」を「犯則事件を調査するために行う地方税法」に、「犯則事件の取締りに関する業務」を「臨検、捜索、差押えその他の業務で知事が定めるもの」に改める。

**附 則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税犯則調査手続が地方税法総則に規定されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第九号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表第三号の1中「第四十六条第一項」を「第一百七十一条第一項」に改め、同号の2中「第四十七条第一項」を「第一百七十二条第一項」に改め、同号の3中「第四十七条の二第一項」を「第一百七十三条第一項」に改め、同表第三十二号の1中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」及び「養育里親名簿の登録の」を削り、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を、「送付」の下に「並びに省令第三十六条の四十一第三項の規定による申請の受理及び県への送付」を加え、同号の2中「第三十六条の四十三（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」を「第三十六条の四十三第一項及び第二項」に改め、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を加え、同号の3中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」及び「養育里親名簿の」を削り、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を加え、同号の4中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」を「及び第三項」に改め、「養育里親名簿の」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する

理由は、

## 第十号

## 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

44 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するた

めに必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該同法第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

認めたもの  
「とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の第十条第十項（第二号に係る部分に限り、改正後の附則第四十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

提案理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の拡充が行われること等に伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県税条例の一部を改正する条例**

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 法第一章第十六節の規定により知事の権限に属する事項

第六条の三第一項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項」を「法第二十条の十一の二」に、「同条第十五項」を「同条」に改める。

第二十条の二十七第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第七条の三第三項本文」を「第七条の三第四項本文」に、「申出書と」を「申出書及び」に改め、同条第四項中「場合においては」を「と認める場合には」に、「関し、」を「関し」に改める。

第五十三条の四第三項第二号中「において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を「第二十一条の二十八第一項の規定により通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正」に改め、「通告の旨」の下に「（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨）」を加える。

附則第三十四項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六条の三第一項第一号の改正規定は平成三十年一月一日から、附則第三十四項の改正規定は平成三十一年一月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正前

の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、その通告の旨を履行した日から三年を経過しない者についての改正後の第五十三条の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「受け、」とあるのは「受け、若しくは地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、」と、「通告の旨（同条第三項）」とあるのは「通告の旨（法第二十二条の二十八第三項）」とする。

#### 提案理由

地方税法及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十二号

## 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、「をいう。」の下に「準過疎地域農林水産物等販売業（準過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号中「第六条の三第四項又は」を「第六条の三第四項若しくは」に改め、「規定する事業」の下に「又は準過疎地域農林水産物等販売業」を加え、同号イ中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第一条及び第二条第一項第一号（同号イに係る部分を除く。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二条第一項第一号イの規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

**提案理由**

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定により課税免除を受けることができる者に係る対象業種を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十三号

## 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「電気供給業」の下に「（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第二項第一号の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

## 提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十四号

### 徳島県地域医療再生基金条例の廃止について

徳島県地域医療再生基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県地域医療再生基金条例を廃止する条例

徳島県地域医療再生基金条例（平成二十一年徳島県条例第八十四号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地域医療再生臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県地域医療再生基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十五号

## 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例の制定について

徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第一条** 航空交通を発達させることにより、国内外の地域との交流を促進し、もって地域経済の健全な発展に資するとともに、災害時の円滑な支援活動に資するため、徳島県立航空旅客取扱施設（以下「旅客取扱施設」という。）を板野郡松茂町に設置する。

(業務)

**第二条** 旅客取扱施設は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 航空会社用施設その他の施設を利用に供すること。
- 二 その他旅客取扱施設の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(指定管理者による管理等)

**第三条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に旅客取扱施設の管理を行わせるものとする。

2 知事は、前項に規定する指定をするに当たつて特別の事情があると認めるときは、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第四条第一項の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

(指定管理者が行う業務)

**第四条** 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 第二条各号に掲げる業務

- 一 旅客取扱施設の施設、物品等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 二 第六条第一項に規定する利用の許可に関する業務
- 三 第九条第一項に規定する利用料金に関する業務
- 四 その他旅客取扱施設の管理に関し知事が必要と認める業務

（供用時間）

**第五条** 旅客取扱施設の供用時間は、午前六時から午後九時三十分までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項に規定する供用時間を変更することができる。

（利用の許可）

**第六条** 旅客取扱施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、利用の許可を行うに当たっては、旅客取扱施設が災害その他非常の事態が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧のための活動の拠点としての機能を担っていることに鑑み、その機能が十分に発揮されるよう配慮するものとする。
- 3 指定管理者は、旅客取扱施設の管理上必要な範囲内で、利用の許可に条件を付することができる。

（利用の許可の制限）

**第七条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他旅客取扱施設の管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

**第八条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は旅客取扱施設の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
  - 二 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可に付した条件に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
  - 四 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 指定管理者は、利用者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。



## (利用料金)

**第九条** 利用者は、旅客取扱施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。
- 6 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

## (指定管理者の指定の取消し等の際の措置)

**第十条** 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が第三条第一項に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。ただし、当該業務が第四条第四号の業務である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、利用者に対して、使用料を徴収する。
- 3 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条第二項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、同条第三項中「承認をした」とあるのは「使用料の額を定めた」と、同条第五項中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事は、あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第六項中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事は、あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

## (損害の賠償)

**第十一条** 旅客取扱施設を利用する者は、旅客取扱施設の施設、物品等を毀損し、又は亡失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

## (規則への委任)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、旅客取扱施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条第二項、次

項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第三条第一項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条第一項の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定により施行日前において指定管理者に旅客取扱施設の管理を行わせる場合には、第六条第一項の規定による利用の許可（施行日以後の利用に係るものに限る。）、第九条第二項の規定による利用料金の額の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第六条から第八条まで並びに第九条第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

#### 別表（第九条関係）

区 分		単 位		基 準 額
航空会社用施設（搭乗待合室、旅客搭乗橋及び手荷物取扱施設）	国内線において利用する場合	一回		八一、〇〇〇円
	国際線において利用する場合	一回		一六二、〇〇〇円
航空関連団体用業務施設		一平方メートル	一月	三、八〇〇円

#### 備考

- 1 「一回」とは、航空機一機ごとの離陸又は着陸のためのそれぞれの利用をいう。
- 2 「航空関連団体用業務施設」とは、税関、出入国の管理、検疫等を実施するための業務施設をいう。
- 3 利用期間が一月に満たない場合及び利用期間に一月に満たない端数が生じた場合は、それぞれ当該月の現日数を基礎として、日割りにより計算する。  
この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 利用面積が一平方メートルに満たない場合の当該満たない利用面積及び利用面積に一平方メートルに満たない端数が生じた場合の当該端数の利用面積は、それぞれ一平方メートルとして計算する。

#### 提案理由

航空交通を発達させることにより、国内外の地域との交流を促進し、もって地域経済の健全な発展に資するとともに、災害時の円滑な支援活動に資するため、徳島県立航空旅客取扱施設を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十六号

## 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二野外劇場の項中「二、九六〇円」を「五、九二〇円」に、「四、七九〇円」を「九、五八〇円」に、「三、六二〇円」を「七、三二〇円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に徳島県文化の森総合公園文化施設条例第三条の規定により野外劇場の利用の許可（施行日以後の利用に係るものに限る。）を受けた者に対しては、改正後の別表第二の規定の例により使用料を徴収する。

## 提案理由

徳島県立二十一世紀館の野外劇場に屋根を新設ことに伴い、使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十七号

## 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の坂州発電所の項中「二、四〇〇キロワット」を「二、五〇〇キロワット」に、「六四キロワット」を「二二〇キロワット」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

坂州発電所の発電設備の改良に伴い、その最大出力及び常時出力を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十八号

## 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十日」を「二十日」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日の属する当該月（徳島県工業用水道事業料金等徴収条例第二条第三号に規定する当該月をいう。以下同じ。）以後に係る料金について適用し、同日の属する当該月前の当該月に係る料金については、なお従前の例による。

## 提案理由

工業用水の料金を納付する者の利便性の向上及び徴収事務の効率化に資するため、料金の徴収の時期を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第 19 号

## 不動産の処分について

四国横断自動車道（小松島～徳島東）工事の用地として、次の県有地を売払いする。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市津田海岸町	1125番 1 ほか 2 筆	雑種地	28,018 <sup>m<sup>2</sup></sup> :47
徳島市東沖洲二丁目	71番	同上	918:61

2 売 払 予 定 価 格 778,135,441円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島県徳島市上吉野町 3 丁目35番地

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局徳島河川国道事務所長 島 本 和 仁

## 提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 20 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		退職手当返納金27,058,963円に係る債権	回収不能のため

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 21 号

## 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所
阿波市ほか在住 2名	円 32,227,544	平成27年 8 月22日	阿波市地内

## 提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について，地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 報告第1号

## 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書

## 1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎等管理費	円 1,016,948,000	円 7,864,000	円	円	円	円	円 7,864,000
		消費者行政推進費	109,848,000	25,858,000		25,858,000			
	2 企画費	企画調整費	534,696,000	43,704,000		39,704,000			4,000,000
		情報化促進費	60,739,000	24,726,000		24,726,000			
		地方創生の深化のための支援費	2,516,346,000	1,952,829,367		976,227,684	829,000,000	(諸収入) 374,000	147,227,683
		鉄道網整備促進費	18,883,000	13,200,000	(繰入金) 4,620,000	8,580,000			
		航空対策費	746,387,000	439,003,120	(繰入金) 99,003,120		340,000,000		

	6 防 災 費	防災対策指導費	1,188,911,000	67,234,245	(繰入金) 61,926,000				5,308,245
		航空消防防災体制運営費	2,303,768,000	2,030,400,000			2,030,000,000		400,000
3 民 生 費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備事業費	266,386,000	180,446,000		120,291,000	48,000,000		12,155,000
		老人福祉施設整備事業費	2,148,433,000	504,214,000	(繰入金) 467,214,000		37,000,000		
	2 児童福祉費	児童健全育成対策費	455,194,000	18,622,000	(繰入金) 4,283,000				14,339,000
		一時保護所費	99,773,000	64,439,000		23,865,000	40,000,000		574,000
		徳島学院費	247,023,000	185,000,000		117,786,000	67,000,000		214,000
		児童福祉施設整備事業費	909,928,000	608,393,000	(繰入金) 517,679,000	82,832,000	7,000,000		882,000
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	健康増進普及費	154,008,000	7,000,000	(繰入金) 7,000,000				
	2 環境衛生費	自然公園等施設整備事業費	112,600,000	86,600,000	(繰入金) 4,900,000	41,315,000	40,000,000		385,000
		廃棄物処理施設管理指導費	89,285,000	2,052,000					2,052,000
		上水道施設整備管理指導費	387,780,000	135,786,000		135,786,000			
4 医 薬 費	医療衛生費	5,265,511,000	1,242,312,000	(繰入金) 1,242,312,000					
6 農林水産業費	1 農 業 費	農林水産総合技術支援センター運営費	162,573,000	13,774,200					13,774,200
		中山間振興事業費	500,776,000	235,172,000		235,172,000			
	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	1,240,221,000	936,762,708		370,216,000		(諸収入) 566,546,708	



3 畜 産 業 費	畜産環境対策費	582,334,000	546,147,000				(諸収入) 546,147, 000		
	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	67,837,000	612,000	(分,負) 150,000	300,000			162,000
		団体営土地改良事業費	125,480,000	4,173,000		4,173,000			
		県単独土地改良事業費	117,738,000	28,289,824					28,289,824
		基幹農道整備事業費	498,073,000	3,926,000	(分,負) 331,100	1,925,000	1,000, 000		669,900
		広域営農団地農道整備事業費	592,100,000	258,765,000	(分,負) 25,376,000	145,036,240	82,000, 000		6,352,760
		県営農道整備事業費	42,643,000	4,284,000	(分,負) 1,050,000	2,100,000	1,000, 000		134,000
		中山間地域農村活性化総合整備 事業費	272,796,000	58,023,000	(分,負) 5,250,000	34,650,000	11,000, 000	(分,負) 735,000	6,388,000
		経営体育成基盤整備事業費	317,677,000	118,570,000	(分,負) 17,172,500	59,145,000	31,000, 000	(分,負) 8,145, 000	3,107,500
		農業水利施設保全対策事業費	132,269,000	55,080,000	(諸収入) 13,500,000	27,000,000	14,000, 000		580,000
		農業水利施設保全合理化事業費	195,195,000	71,136,000	(諸収入) 17,386,500	34,773,000	18,000, 000		976,500
		基盤整備促進事業費	48,097,000	8,800,000		8,000,000			800,000
		耕地地すべり防止事業費	479,425,000	208,732,000		102,100,000	106,000, 000		632,000
		湛水防除事業費	107,398,000	27,540,000		13,500,000	9,000, 000	(分,負) 4,050, 000	990,000
老朽ため池等整備事業費	563,340,000	370,420,000	(分,負) 54,464,200	199,710,500	103,000, 000	(分,負) 10,130, 400	3,114,900		
地盤沈下対策事業費	314,057,000	161,970,000	(分,負) 9,510,000	87,175,000	62,000, 000		3,285,000		

		国営付帯県営農地防災事業費	805,518,000	544,518,000	(分,負) 18,300,000	281,141,500	189,000,000	(分,負) 48,003,000	8,073,500
		震災対策農業水利施設整備事業費	175,415,000	87,957,000		86,235,000	1,000,000		722,000
		地籍調査費	1,042,525,000	347,844,000	(繰入金) 102,000,000	231,896,000			13,948,000
5	林業費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	815,158,000	167,531,000	(繰入金) 167,531,000				
		木材需要拡大奨励費	94,826,000	50,017,000		50,017,000			
		林材業振興対策費	2,783,162,000	280,136,000		240,266,000		(諸収入) 39,870,000	
		林業力倍增基盤整備促進事業費	915,302,000	503,422,548		401,500,000		(諸収入) 101,022,548	900,000
		森林環境保全整備事業費	1,380,526,000	672,000,000		460,000,000	206,000,000		6,000,000
		森林基盤整備事業費	1,879,975,000	853,925,000	(分,負) 33,733,580	565,112,000	194,000,000	(分,負) 969,420	60,110,000
		治山事業費	1,522,634,000	498,443,000		239,468,000	242,000,000		16,975,000
		林野地すべり防止事業費	279,112,000	46,102,000		22,501,000	22,000,000		1,601,000
		災害関連緊急治山事業費	67,096,000	41,904,000		25,670,000	15,000,000		1,234,000
		県単独治山事業費	61,894,000	3,026,000			2,000,000		1,026,000
6	水産業費	県管理漁港維持補修費	102,152,000	33,710,000					33,710,000
		地域水産物供給基盤整備事業費	69,300,000	6,100,000	(分,負) 840,000	3,000,000	2,000,000		260,000
		広域漁港整備事業費	209,900,000	139,843,346	(分,負) 13,728,004	68,640,021	56,000,000		1,475,321

		水産物供給基盤機能保全事業費	232,798,000	114,330,000	(分,負) 10,807,648	61,334,545	36,000,000	(分,負) 654,024	5,533,783	
		水域環境保全創造事業費	217,200,000	139,900,000		68,581,387	65,000,000		6,318,613	
		漁港海岸保全施設整備事業費	141,743,000	34,850,000		17,102,645	16,000,000		1,747,355	
		県単独漁港漁場整備事業費	31,656,000	2,178,440	(分,負) 436,000		1,000,000		742,440	
		水産基盤整備調査事業費	5,530,000	1,657,640					1,657,640	
7 商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	875,066,000	55,169,880			48,000,000		7,169,880	
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	14,250,000	3,408,280					3,408,280	
		2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	10,018,000	1,500,000		1,500,000			
			高速自動車道対策事業費	201,880,000	14,688,600				(諸収入) 14,688,600	
			道路維持修繕費	2,892,006,000	458,068,000					458,068,000
			道路局部改良事業費	587,000,000	197,226,553	(分,負) 21,165,863		116,000,000	(分,負) 2,922,132 (諸収入) 35,816,553	21,322,005
			路側整備事業費	418,260,000	125,771,000			2,000,000		123,771,000
			道路改築事業費	1,561,883,000	401,219,000		214,771,301	171,000,000		15,447,699
			緊急地方道路整備事業費	11,578,676,000	6,259,503,227	(繰入金) 14,309,321 (諸収入) 1,219,859 (県債) 20,000,000	3,938,692,699	2,132,000,000	(諸収入) 7,953,368	145,327,980

		交通安全対策事業費	475,342,000	62,673,000	(反則金) 38,000,000 (分,負) 59,500		21,000,000		3,613,500
		橋りょう修繕費	215,334,000	86,249,000			24,000,000		62,249,000
	3 河川海岸費	堰堤管理費	117,580,000	6,727,580					6,727,580
		河川海岸維持修繕費	725,807,000	191,223,000					191,223,000
		河川特殊改良事業費	169,000,000	38,300,000			29,000,000		9,300,000
		広域河川改修事業費	1,122,098,000	564,098,000		276,195,000	277,000,000	(諸収入) 4,098,000	6,805,000
		総合流域防災事業費	2,953,646,000	1,135,900,000	(諸収入) 26,000,000	532,978,000	495,000,000		81,922,000
		地震・高潮対策河川事業費	987,000,000	709,830,000		351,633,000	343,000,000		15,197,000
		堰堤改良事業費	112,100,000	58,600,000		22,667,000	35,000,000		933,000
		河川管理施設長寿命化事業費	632,100,000	414,600,000		203,515,000	204,000,000		7,085,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	1,176,000,000	593,000,000		292,312,000	274,000,000		26,688,000
		通常砂防事業費	453,500,000	300,000,000		146,702,000	145,000,000		8,298,000
		地すべり対策事業費	920,950,000	444,600,000		216,229,000	219,000,000		9,371,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	546,000,000	320,000,000	(分,負) 21,826,850	145,469,000	143,000,000		9,704,150
		県単独砂防事業費	71,000,000	25,300,000	(分,負) 1,146,654		19,000,000	(分,負) 608,200	4,545,146
		砂防維持修繕費	32,864,000	9,864,000	(繰入金) 6,000,000				3,864,000

		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	52,622,000			45,000,000		7,622,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	59,671,000					59,671,000
		海岸侵食対策事業費	304,500,000	141,400,000		69,249,000	69,000,000		3,151,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	194,000,000	121,000,000		59,536,000	59,000,000		2,464,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	152,000,000	64,000,000		31,405,000	29,000,000		3,595,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	420,964,000	131,613,626					131,613,626
		県単独港湾整備事業費	194,000,000	40,732,000					40,732,000
		港湾改修事業費	171,150,000	81,428,200		38,969,152	29,000,000	(分,負) 11,860,620	1,598,428
		港湾海岸保全施設整備事業費	327,180,000	192,146,560		94,446,350	78,000,000		19,700,210
		港湾環境整備事業費	21,000,000	6,100,000		3,010,180	2,000,000		1,089,820
		港湾補修事業費	196,875,000	58,445,000		18,710,990			39,734,010
	5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	9,677,000	1,400,000		1,400,000			
		街路事業費	14,766,000	2,800,000		1,280,000	1,000,000	(分,負) 255,886	264,114
		緊急地方道路整備事業費	751,650,000	344,279,000	(分,負) 5,946,890	218,845,000	84,000,000	(分,負) 27,721,451	7,765,659
		公園整備事業費	1,561,416,000	962,154,840		266,675,000	644,000,000		51,479,840
		公園維持修繕費	396,060,000	11,048,909					11,048,909

	6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	328,546,000	20,962,508		5,600,000	5,000,000		10,362,508
		建築物耐震化推進費	195,297,000	18,350,000		6,422,000			11,928,000
		住宅事業指導監督事務費	1,895,000	200,000		200,000			
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警察署整備事業費	623,334,000	79,205,000	(繰入金) 17,000,000		61,000,000		1,205,000
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	2,549,682,000	1,435,880,320	(繰入金) 305,206,000	34,375,000	1,011,000,000		85,299,320
		5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	69,690,000	45,990,000		17,358,000	26,000,000	
	6 社 会 教 育 費	青少年教育費	54,295,000	7,209,000		7,209,000			
		少年自然の家管理運営費	78,236,000	710,000					710,000
		子ども科学館管理運営費	375,911,000	1,747,680			1,000,000		747,680
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	過年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	46,637,000	19,599,000		18,659,696			939,304
		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	41,648,000	3,331,000		3,068,914			262,086
		現年発生災害林道復旧事業費	560,000,000	262,661,000		258,177,000			4,484,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	38,948,000	38,948,000		24,848,000	14,000,000		100,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	337,716,000	134,610,000		83,330,000	46,000,000		5,280,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	1,180,363,000	617,296,000		393,306,000	223,000,000		990,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	153,800,000	3,977,000		1,210,393	2,000,000		766,607

		市町村災害復旧事業監督事務費	5,000,000	1,000,000		1,000,000			
2 特別会計									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他		
1	公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 1,677,255,000	円 227,244,207	(繰入金) 円 72,600,000 (繰越金) 644,207	円	円 154,000,000	円	円
1	流域下水道費	旧吉野川流域下水道事業費	277,774,000	66,945,250	(分,負) 13,466,222	31,963,500	19,000,000	(分,負) 2,515,528	
1	港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	94,350,000	2,422,200	(使,手) 2,422,200				





## 報告第2号

## 平成28年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成28年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費 予算現額		支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る要するたな 資産の購入 限度額	
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額				計	企 業 債	損 益 保 留		勘 定 資 金
1	資本的 支出	1 建設 改良費	海部病院 改築事業	円 6,050,000,000	円 3,132,000,000	円 1,688,742,176	円 4,820,742,176	円 4,557,824,800	円 262,917,376	円 262,917,376	円 237,000,000	円 25,917,376	円



## 報告第3号

## 平成28年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に要する購入限額	説明
						企業債	損留益保	勘定資産			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院等改築事業	円 424,500,000	円 109,940,160	円 314,559,000	円 314,000,000	円 559,000	円 840	円	設計に関する協議が難航したため。	
		三好病院等改築事業	円 145,400,000	円 78,653,000	円 66,746,000	円 66,000,000	円 746,000	円 1,000	円	設計に関する協議が難航したため。	
		医療器械等整備事業	円 835,769,000	円 393,285,674	円 348,443,951	円 348,000,000	円 443,951	円 94,039,375	円	計画に関する協議が難航したため。	



## 報告第4号

## 平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費 予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る 繰越額の内訳			翌年度繰越額に係る 繰越額を要する たな卸資産の 購入限度額
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損 益 勘 定 金	留 保 資 金	
1 事業用 費用	1 営業用 費用	坂州発電 所大規模 改良事業	円 147,102,000	円 565,197,000	円 93,396,934	円 93,396,934	円 93,396,934	円 93,396,934	円 93,396,934	円	円	円	円
		水集中監視 制御代替事業	円 531,000	円 125,000	円 58,255	円 183,255	円 42,862	円 140,393	円 140,393	円 140,393			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	坂州発電 所大規模 改良事業	円 1,185,506,000	円 565,197,000	円 407,040,586	円 972,237,586	円 333,033,000	円 639,204,586	円 639,204,586		円 639,204,586		
		坂州橋 架替事業	円 275,154,000	円 13,760,000	円 50,111,687	円 63,871,687		円 63,871,687	円 63,871,687		円 63,871,687		

		電 視 御 ム 業	水 集 制 シ 取	力 中 ス 替	発 監 テ 事	433,080,000	67,547,000	40,667,063	108,214,063	21,403,138	86,810,925	86,810,925		86,810,925	

## 報告第5号

## 平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 205,330,000	円 99,485,223	円 62,641,240	円 62,641,240	円 43,203,537	円	計画に関する協議 が難航したため。





## 報告第6号

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 580,713,000	円 82,876,646	円 497,673,294	円 93,986,875	円 403,686,419	円 163,060	円	設計に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	円 371,348,000	円 252,356,343	円 118,947,674	円 21,552,475	円 97,395,199	円 43,983		設計に関する協議が難航したため。

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益	損留益保	勘定資金			
1 事業費用	1 営業費用	マンホール補修	円 2,926,000	円 114,267	円 2,549,568	円 2,549,568		円 262,165	円	設計に関する協議が難航したため。	
		吉野川北岸工業用水道改良工事 長岸水管撤去工	69,000,000	24,458,933	36,625,089	36,625,089		7,915,978		設計に関する協議が難航したため。	
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	227,771,311	60,981,000	162,785,520		162,785,520	4,004,791		設計に関する協議が難航したため。	

報告第7号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団 地 名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		矢 野 三 本 神	平成27年5月25日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	246,800 円	平成27年9月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年5月24日
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い			

		松 茂 東	平成18年10月10日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	488,750	平成27年6月1日から 平成27年8月31日まで	同	上
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い		平成27年11月1日から 平成27年11月30日まで		

## 報告第8号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
那賀郡那賀町在住 1名	円 250,000	平成28年10月31日	那賀郡那賀町地内	平成29年5月18日
三好郡東みよし町所在 1法人	112,147	平成28年11月24日	三好郡東みよし町地内	平成29年5月18日
愛媛県四国中央市在住 1名 同 所在 1法人	605,491	平成28年10月25日	三好市地内	平成29年5月23日
阿南市在住 1名	24,000	平成28年12月2日	阿南市地内	平成29年5月23日
徳島市在住 1名	130,338	平成29年2月1日	徳島市地内	平成29年5月23日
板野郡藍住町在住 2名	568,002	平成29年2月9日	鳴門市地内	平成29年5月23日
徳島市在住 1名	68,368	平成29年2月17日	徳島市地内	平成29年5月23日



## 報告第9号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡北島町在住 1名	円 31,000	平成26年2月18日	板野郡上板町地内 (県道鳴門池田線)	平成29年5月8日
美馬市在住 1名	112,000	平成27年12月14日	美馬市地内 (国道492号)	平成29年5月8日
徳島市在住 1名	79,000	平成28年1月3日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成29年5月8日
那賀郡那賀町在住 1名	137,000	平成28年10月9日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南相生線)	平成29年5月8日
鳴門市在住 1名	144,000	平成28年12月9日	鳴門市地内 (県道粟津港撫養線)	平成29年5月8日
三好郡東みよし町在住 1名	111,000	平成28年12月14日	美馬市地内 (県道鳴門池田線)	平成29年5月8日
小松島市在住 1名	78,000	平成29年1月7日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成29年5月8日

那賀郡那賀町在住 1名	178,000	平成29年1月15日	那賀郡那賀町地内 (県道竹ガ谷鷺敷線)	平成29年5月8日
徳島市在住 1名	76,000	平成29年1月16日	徳島市地内 (県道徳島吉野線)	平成29年5月8日
鳴門市在住 1名	181,000	平成29年2月15日	鳴門市地内 (県道鳴門公園線)	平成29年5月8日



# 補 正 予 算 説 明 書



## 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	76,600,000	—	76,600,000	—
02 地方消費税清算金	26,232,137	—	26,232,137	—
03 地方譲与税	13,000,000	—	13,000,000	—
04 地方特例交付金	135,000	—	135,000	—
05 地方交付税	146,100,000	—	146,100,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	806,127	—	806,127	—
08 使用料及び手数料	6,165,472	—	6,165,472	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	59,779,207	204,845	59,984,052	83
10 財産収入	1,038,899	—	1,038,899	—
11 寄附金	26,150	—	26,150	—
12 繰入金	84,007,510	206,000	84,213,510	85
13 繰越金	1,000,000	69,371	1,069,371	87
14 諸収入	17,567,498	13,000	17,580,498	89
15 県債	53,264,000	180,000	53,444,000	91
歳入合計	486,012,000	673,216	486,685,216	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	972,845	—	972,845				—	—
02 総 務 費	25,282,089	122,116	25,404,205	79,304			42,812	93
03 民 生 費	61,257,801	18,000	61,275,801	12,000		6,000		97
04 衛 生 費	25,411,832	152,900	25,564,732	1,700		150,000	1,200	99
05 労 働 費	5,722,919	1,700	5,724,619	1,341			359	101
06 農 林 水 産 業 費	30,537,985	123,500	30,661,485	110,500		13,000		103
07 商 工 費	65,149,767	255,000	65,404,767		180,000	50,000	25,000	109
08 土 木 費	48,604,443	—	48,604,443					—
09 警 察 費	20,742,596	—	20,742,596					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,489,327	—	86,489,327					—
11 災害復旧費	10,886,426	—	10,886,426					—
12 公債費	77,074,348	—	77,074,348					—
13 諸支出金	27,729,622	—	27,729,622					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 69,371	△69,371	—
歳出合計	486,012,000	673,216	486,685,216	204,845	180,000	288,371	0	—

## 2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	1,241,766	76,804	1,318,570	01 総務管理費金 国庫補助金	14,304	地方消費者行政推進交付金(定額) 14,304
				02 企画費金 国庫補助金	62,500	地方創生推進交付金(1/2・定額) 62,500
02 民生費国庫補助金	958,952	12,000	970,952	02 児童福祉費金 国庫補助金	12,000	児童福祉事業対策費(2/3) 12,000
03 衛生費国庫補助金	1,823,810	1,700	1,825,510	02 環境衛生費金 国庫補助金	1,700	地方消費者行政推進交付金(定額) 1,700
04 労働費国庫補助金	463,642	1,341	464,983	02 職業訓練費金 国庫補助金	1,341	職業能力開発協会費(1/2・10/10) 1,341
05 農林水産業費国庫補助金	9,465,785	110,500	9,576,285	01 農業費金 国庫補助金	4,000	中山間振興事業費(定額) 4,000
				02 園芸費金 国庫補助金	105,000	農業生産総合対策等事業費(定額) 105,000
				05 林業費金 国庫補助金	1,500	森林計画編成事業費(10/10) 1,500
計	28,199,571	202,345	28,401,916			

## (項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	245,710	2,500	248,210	05 防災費委託金	2,500	消防団加入促進支援費 2,500
計	1,196,569	2,500	1,199,069			



## (款) 12 繰 入 金

## (項) 01 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 土地造成事業会計繰入金		50,000	50,000	01 土地造成事業 会計繰入金	50,000	
計	64,663,988	50,000	64,713,988			

## (項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
09 少子化対策緊急強化基金 繰入金	154,862	156,000	310,862	01 少子化対策 緊急強化基金 繰入金	156,000	
計	19,343,522	156,000	19,499,522			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	1,000,000	69,371	1,069,371	01 繰越金	69,371	
計	1,000,000	69,371	1,069,371			



(款) 14 諸 収 入

(項) 08 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 雑 入	3,318,324	13,000	3,331,324	10 農林水産業試験 調査委託金	10,000	
				50 雑 入	3,000	農薬残留調査費 3,000
計	3,328,344	13,000	3,341,344			



(款) 15 県 債  
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
06 商 工 債	115,000	180,000	295,000	02 工 鉱 業 費 債	180,000	中小企業振興費 180,000
計	53,264,000	180,000	53,444,000			





## 3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
06 財政管理費	3,181,380	312	3,181,692				312	25 積立金	312	1 命を守るための大規模災害対策基金積立金 312	
13 消費者 行政推進費	315,941	14,304	330,245	14,304				08 報償費	176	1 消費者行政推進費 消費者行政推進費補助金 事務費	14,304 2,505 11,799
								09 旅 費	371		
								13 委託料	10,852		
								14 使用料及び 賃借料	400		
								19 負担金、補助 及び交付金	2,505		
計	12,661,513	14,616	12,676,129	14,304			312				

## (項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 計画調査費	2,143,272	105,000	2,248,272	62,500			42,500	09 旅 費	600	1 地方創生の深化のための支援費 105,000 とくしまクリエイティブ推進費補助金 80,000 事務費 25,000
								11 需 用 費	100	
								12 役 務 費	100	
								13 委 託 料	23,700	
								14 使用料及び 賃借料	500	
								19 負担金、補助 及び交付金	80,000	
計	5,769,982	105,000	5,874,982	62,500			42,500			

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 消防指導費	93,414	2,500	95,914	2,500				11 需用費	35	1 消防指導費    2,500
								12 役務費	5	
								13 委託料	2,430	
								14 使用料及び 賃借料	30	
計	1,502,094	2,500	1,504,594	2,500						



(款) 03 民 生 費

(項) 02 児 童 福 祉 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
04 児 童 福 祉 費 施 設 費	685,641	18,000	703,641	12,000		繰入金 6,000		19 負担金、補助 及び交付金	18,000	1 児童福祉施設整備事業費 自立援助ホーム整備事業費補助金 18,000
計	11,424,786	18,000	11,442,786	12,000		6,000				



(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 公衆衛生費 総務費	2,255,273	150,000	2,405,273			繰入金 150,000		19 負担金、補助 及び交付金	150,000	1 子どもはぐくみ医療助成費 子どもはぐくみ医療費補助金 150,000
計	6,158,744	150,000	6,308,744			150,000				

## (項) 02 環境衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
02 食品衛生費 指 導 費	207,871	2,900	210,771	1,700			1,200	11 需用費	670	1 食の安全・安心推進費	2,900
								13 委託料	2,230		
計	2,811,035	2,900	2,813,935	1,700			1,200				



(款) 05 労働費

(項) 02 職業訓練費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 職業訓練費 総務費	564,181	1,700	565,881	1,341			359	19 負担金、補助 及び交付金	1,700	1 技能振興費 職業能力開発協会補助金 1,700		
計	1,309,645	1,700	1,311,345	1,341			359					



## (款) 06 農林水産業費

## (項) 01 農業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
06 植物防疫費	13,825	3,000	16,825			諸収入 3,000		09 旅 費	1,044	1 病虫害防除対策費 3,000	
								11 需 用 費	1,856		
								13 委 託 料	100		
09 農業研究費	43,642	5,332	48,974			諸収入 5,332		09 旅 費	1,022	1 受託試験研究費 5,332	
								11 需 用 費	4,213		
								12 役 務 費	97		
10 山村振興 対策事業費	396,354	4,000	400,354	4,000				08 報 償 費	110	1 中山間振興事業費 4,000	
								09 旅 費	1,245		
								11 需 用 費	1,545		
								12 役 務 費	140		
								13 委 託 料	500		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								14 使用料及び 賃借料	460		
計	5,328,842	12,332	5,341,174	4,000		8,332					

## (項) 02 園 芸 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
02 園芸振興費	409,951	105,000	514,951	105,000				19 負担金、補助 及び交付金	105,000	1 農業生産総合対策等事業費 事業費補助金	105,000
計	726,195	105,000	831,195	105,000							

## (項) 03 畜産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
04 畜産研究費	90,757	4,668	95,425			諸収入 4,668		09 旅 費	790	1 試験研究費    4,668	
								11 需 用 費	3,768		
								12 役 務 費	50		
								14 使用料及び 賃借料	60		
計	822,813	4,668	827,481			4,668					

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 林業振興費 指導費	3,604,636	1,500	3,606,136	1,500				19 負担金、補助 及び交付金	1,500	1 森林計画編成事業費 林地台帳整備事業費補助金 1,500
計	10,862,012	1,500	10,863,512	1,500						





## (款) 07 商 工 費

## (項) 02 工 鉱 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 中 小 企 業 振 興 費	1,454,350	250,000	1,704,350		180,000	繰入金 50,000	20,000	28 繰 出 金	250,000	1 中小企業・雇用対策事業特別会計へ繰出 250,000
計	4,152,939	250,000	4,402,939		180,000	50,000	20,000			

## (項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,511,747	5,000	1,516,747				5,000	19 負担金、補助 及び交付金	5,000	1 観光交流推進費 ウェイクボード世界選手権大会準備費 補助金 5,000
計	1,511,747	5,000	1,516,747				5,000			

補正予算（第1号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
公益財団法人とくしま産業振興機構の「LED×藍」産業応援ファンド造成事業融資損失補償契約 （平成29年度事業分）	千円 700,000 の範囲内における損失補償		千円		千円	千円	千円	千円	千円



## 補正予算（第1号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 515,895,989	千円 28,559,000	千円 180,000	千円 28,739,000	千円 45,124,007	千円 -	千円 45,124,007	千円 499,330,982	千円 180,000	千円 499,510,982
(5) 商 工	1,278,633	115,000	180,000	295,000	91,876	-	91,876	1,301,757	180,000	1,481,757
合 計	857,941,596	53,264,000	180,000	53,444,000	66,347,000	-	66,347,000	844,858,596	180,000	845,038,596



## 平成29年度徳島県特別会計補正予算説明書

(単位 千円)

## 総括表

区 分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国支出金	地方債	その他
中小企業・雇用対策事業特別会計	126,433,891	3,450,000	129,883,891			3,450,000
公用地公共用地取得事業特別会計	3,222,433	300,000	3,522,433		287,000	13,000
合 計	299,837,313	3,750,000	303,587,313		287,000	3,463,000





## 平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）説明書

## 歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

## 1 歳 入

(款) 01 中小企業・雇用対策事業収入

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 繰 入 金	63,596,400	250,000	63,846,400			
01 一般会計繰入金	63,596,400	250,000	63,846,400	01 一般会計繰入金	250,000	
04 諸 収 入	62,833,991	3,200,000	66,033,991			
01 貸付金元利収入	62,826,491	3,200,000	66,026,491	05 とくしま経済 飛躍ファンド 造成資金 貸付金元金収入	3,200,000	元金 3,200,000
計	126,433,891	3,450,000	129,883,891			



## 2 歳 出

(款) 01 中小企業・雇用対策事業費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
中小企業・ 01 雇用対策 事業費	126,433, 891	3,450,000	129,883, 891			3,450,000				
中小企業 01 ・雇用対 策事業費	126,433, 891	3,450,000	129,883, 891			繰入金 250,000 諸収入 3,200,000		21 貸 付 金	3,450,000	1 とくしま経済飛躍ファンド造成資金貸付金 3,450,000
計	126,433, 891	3,450,000	129,883, 891			3,450,000				



## 平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）説明書

## 歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

## 1 歳 入

(款) 01 公用地公共用地取得事業収入

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 繰 越 金	51,431	13,000	64,431			
01 繰 越 金	51,431	13,000	64,431	01 繰 越 金	13,000	
05 県 債	951,000	287,000	1,238,000			
01 県 債	951,000	287,000	1,238,000	01 公 共 用 地 取 得 事 業 費 債	287,000	
計	3,222,433	300,000	3,522,433			



## 2 歳 出

## (款) 01 公用地公共用地取得事業費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 公用地公共用地取得事業費	3,215,664	300,000	3,515,664		287,000	13,000				
01 公用地公共用地取得事業費	3,205,585	300,000	3,505,585		287,000	繰越金 13,000		11 需用費	181	1 公用地公共用地取得事業費 300,000
								13 委託料	13,000	
								17 公有財産 購入費	112,326	
								22 補償、補填 及び賠償金	174,493	
計	3,222,433	300,000	3,522,433		287,000	13,000				





## 補正予算に係る地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
公用地公共用地取得事業 特 別 会 計	千円 2,584,250	千円 951,000	千円 287,000	千円 1,238,000	千円 905,000	千円	千円 905,000	千円 2,630,250	千円 287,000	千円 2,917,250
合 計	44,200,991	3,637,000	287,000	3,924,000	5,161,824		5,161,824	42,676,167	287,000	42,963,167



## 平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）説明書

## 平成29年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出				50,000	50,000	
	1 投 資			50,000	50,000	
		1 長 期 貸 付 金		50,000	50,000	



## 平成29年度徳島県土地造成事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	6,755
受取利息及び配当金	△519
支払利息及び企業債取扱諸費	1
未払金・未払費用の減少	△5
小計	6,232
利息及び配当金の受取額	519
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△1
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,750

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

他会計貸付けによる支出	△50,000
他会計貸付金の返済による収入	137,693
投資活動によるキャッシュ・フロー	87,693

資金増加額	94,443
資金期首残高	1,105,432
資金期末残高	1,199,875



## 平成29年度徳島県土地造成事業予定貸借対照表

(単位 千円)

(平成 30 年 3 月 31 日)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ その他有形固定資産 485,918

有形固定資産合計 485,918

## (2) 投資その他の資産

イ 長期貸付金 50,000投資その他の資産合計 50,000

固定資産合計 535,918

## 2 流 動 資 産

## (1) 現 金 預 金

1,199,875流動資産合計 1,199,875資産合計 1,735,793

## 負 債 の 部

## 3 流 動 負 債

## (1) 前 受 金

7,740

## (2) そ の 他 流 動 負 債

7,740流動負債合計 15,480

負債合計 15,480

## 資 本 の 部

4 資 本 金			1,561,122
5 剰 余 金			
(1) 利 益 剰 余 金			
イ 利 益 積 立 金	125,893		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>33,298</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>159,191</u>	
剰 余 金 合 計			<u>159,191</u>
資 本 合 計			<u>1,720,313</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>1,735,793</u></u>



## 注 記

## 1 重要な会計方針に係る事項

地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。ただし、土地の売却及び賃貸に伴う収入が非課税であり、課税売上が1千万円を超えていないため消費税法第9条の規定により、消費税及び地方消費税の納税義務が免除されている。

## 2 セグメント情報の開示

## (1) 報告セグメントの概要

土地造成事業会計は、現在西長峰工業団地を運営しており、運営方針等を工業団地単位にて決定していることから、これを報告セグメントとしている。

## (2) 報告セグメントの営業収益等

当年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	西長峰工業団地
営業収益	千円 7,740
営業費用	1,503
営業損益	6,237
経常損益	6,755
セグメント資産	1,735,793
セグメント負債	15,480

	西長峰工業団地
その他の項目	千円
他会計繰入金	
減価償却費	
特別利益	
特別損失	
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	

### 3 減損損失

#### (1) グループिंगの方法

土地造成事業に使用している固定資産については、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

#### (2) 減損の兆候について

当年度において、減損の兆候を認識した資産グループはない。



